

改正

平成28年6月6日訓令第31号

南関町狩猟免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による農林産物等への被害を防止することを目的として、鳥獣を捕獲する業務（以下「有害鳥獣捕獲業務」という。）を円滑に行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許（以下「狩猟免許」という。）を取得し、かつ、当該有害鳥獣捕獲業務に参加する者に対し、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとし、その交付については、南関町補助金交付規則（昭和55年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 狩猟免許を取得した者
- (3) 免許取得後は猟友会に入会（特別な理由がない限り入会后5年間は退会しないこと）し、町内において有害鳥獣捕獲業務に従事することを誓約できる者

2 前項の規定にかかわらず町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(狩猟免許の種類)

第3条 狩猟免許の種類は、次のとおりとする。

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許
- (4) 第二種銃猟免許

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、狩猟免許取得等に係る経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 狩猟免許初心者講習料
- (2) 狩猟免許申請手数料
- (3) 医師の診断書料
- (4) 受験用写真及び切手代
- (5) 狩猟者登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、補助対象経費の2分の1以内で20,000円を限度とする。
この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南関町狩猟免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
ただし、補助金の交付を申請する日の属する年度に取得した狩猟免許に係るものに限る。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
- (2) 第4条に定める経費に要した領収書の写し
- (3) 猟友会に入会したことを証する書面

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、南関町狩猟免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求するときは、南関町狩猟免許取得費補助金請求書（兼口座振込依頼書）（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月6日訓令第31号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。